



特別加入制度の概要について



1. 特別加入制度の概要

労災保険は、事業に使用される「労働者」の保護を目的とする制度ですから、事業主、自営業者、家族従事者その他「労働者」でない者の災害は、本来ならば労災保険の保護の対象ではありません。しかしながら、これらの者であっても、労働基準法の適用労働者に準じて保護することが適当である一定の者については、制度本来の建前を損なわない範囲で、特別に任意に加入することを認め、一定の要件をみたす災害について、保険給付等を行うこととしています。これを労災保険の特別加入制度といい、当協会が特別加入を認める者の範囲は、次のとおりです。（但し、一人親方を除く。）

- 【1】 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主
- 【2】 【1】の中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者
- 【3】 国内の団体又は事業から、海外において行われる事業に従事するために派遣される海外派遣者

2. 中小事業主等の特別加入

(1) 特別加入者の範囲

イ 特別加入をすることができる中小事業主は、常時 300 人(金融業、保険業、不動産業、小売業の場合は 50 人、サービス業、卸売業の場合は 100 人)以下の労働者を使用する事業主であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者に限られています。

- 【1】 中小事業主には、労働者を年間通じて 1 人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用する日数の合計が、年間 100 日以上となることが見込まれる場合も含まれます。
- 【2】 数次の請負による建設事業の下請事業を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取扱われます。

ロ 中小事業主が行う事業に従事する者とは、労働者以外の者で、その事業に常態として従事している家族従事者などがこれに該当します。なお、事業主が法人、その他の団体であるときは、代表者以外の役員のうち労働者でない者をいいます。

(2) 特別加入の申請手続

イ 特別加入に当たって必要なこと

- 【1】 その事業について保険関係が成立していること
 - ・ 中小事業主等が特別加入するためには、まず、中小事業主等が使用する労働者について保険関係を成立させることが必要です。
- 【2】 労働保険事務組合への委託
 - ・ 中小事業主等が特別加入する場合には、事務組合に労働保険事務の処理を委託することが必要です。
- 【3】 健康診断証明書の提出
 - ・ 特別加入者として保険給付を受けることができるのは、特別加入後の業務に起因した疾病や負傷に限定されています。
したがって、特別加入前に既に患っていた場合や特別加入前の負傷等については保険給付の対象となりません。
このため、特別加入前に次の(イ)～(ニ)に掲げる業務歴及び従事期間がある者については、特別加入申請の際、所定の健康診断証明書を提出しなければなりません。
 - (イ) 粉じん作業を行う業務(3 年)
 - (ロ) 身体に振動を与える業務(1 年)
 - (ハ) 鉛又は鉛化合物を用いて行う業務(6 カ月)
 - (ニ) 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う業務(6 カ月)

(この資料の作成にあたりまして、平成 28 年度版労働保険事務組合事務処理手引・千葉労働局版を参考としました。)